

令和8年度 当別浄水場管理本館日常清掃業務 仕様書

1. 目的

本仕様書は、一般財団法人さっぽろ水道サービス協会（以下「委託者」という。）が事業所として使用している石狩西部広域水道企業団当別浄水場における管理本館の日常清掃を行い、清潔の保持と衛生的な環境を確保することを目的とする。

2. 名称

当別浄水場管理本館日常清掃業務

3. 履行場所

当別町字青山2304番地8 当別浄水場管理本館

4. 期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5. 提出書類（別紙「提出書類」参照）

契約者（以下「受託者」という。）は、次の書類を、指定する期限までに提出すること。

- (1) 業務着手届：着手後
- (2) 業務責任者指定通知書：契約後
- (3) 業務従事者名簿（様式の指定なし）：契約後
- (4) 管理本館日常清掃業務日程表（様式の指定なし）：月末
- (5) 管理本館日常清掃報告書（様式の指定なし）：完了後
- (6) 業務完了届：完了後

6. 従事者、実施日時及び回数

- (1) 原則、従事者は1名とする。なお、不測の事態に備えて、代替の従事者も用意すること。
- (2) 実施日は、原則、土曜・日曜・国民の祝日、ゴールデンウィーク期間、年末年始期間を除く、平日、月曜日から金曜日のうち週3日とする。
なお、ゴールデンウィーク及び年末年始の期間の詳細は委託者と協議により決定し、また、「管理本館日常清掃業務日程表」の提出後、やむを得ず業務日を変更する場合は、口頭などにて委託者に連絡して了承を得ること。
- (3) 実施時間は、8時45分から17時15分のうちの2時間とし、実施開始時間は委託者と協議すること。

7. 清掃範囲及び業務内容

別紙「清掃範囲」について、下表の作業を行う。

使用機材は基本的に当別浄水場にあるものを使用し、それ以外については委託者と協議する。なおゴミ袋、タオル、トイレットペーパー等は委託者が支給する。

清掃箇所		清掃内容	実施頻度
①	玄関ホール	床の掃き掃除	夏季：週3回 冬季：週1回
②	東側玄関ホール	床の掃き掃除	夏季：週1回
③	西側玄関ホール	床の掃き掃除	夏季：週1回
④	ホール	掃除機による床清掃	週1回
⑤	東側廊下	掃除機による床清掃	週3回
⑥	西側廊下	床の掃き掃除	夏季：週1回
⑦	中央管理室	掃除機による床清掃 (監視用制御装置周辺は除く) ゴミ箱、シュレッダー屑の掃除 段ボール、廃コピー用紙の廃棄 ドアノブ等の除菌対策	週3回
⑧	会議室	掃除機による床清掃	週1回
⑨	男子ロッカー室	掃除機による床清掃	週3回
⑩	ロッカー室	掃除機による床清掃	週3回
⑪	洗濯室	掃除機による床清掃 タオル、軍手の洗濯	週3回
⑫	控室	掃除機による床清掃	週3回
⑬	昼控室	掃除機による床清掃	週1回
⑭	給湯室	掃除機による床清掃 ゴミ箱の掃除 流し台の清掃 タオルの交換 ゴミ出し(ゴミ出し場所は委託者指定の場所)	週3回
⑮	トイレ (洋式トイレ5台 小便器2台 洗面台3台)	モップによる床清掃 洗面台・便器の清掃 タオルの交換 トイレットペーパーの補充	週3回

※夏季：4月から11月 冬季：12月から3月

8. 衛生管理

- (1) 受託者は、代替を含む従事者について水道法第 21 条に定める健康診断を年 2 回（業務着手後及び概ね 6 か月毎）実施し、その結果を委託者に提出しなければならない。健康診断にかかる費用は受託者が負担すること。検査項目は、赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス、パラチフスとする。
- (2) 受託者は、代替を含む従事者に、施設内で実施している新型コロナウイルスを含む感染症対策に従うほか、自らも予防対策に努めるように指導する。

9. 留意事項

中央管理室には監視用制御装置が設置してあり、その周辺の清掃はしないこと。

10. 支払方法

- (1) 毎月の業務完了後、請求に基づき支払うものとする。
- (2) 請求の際は、消費税等も合わせて請求すること。

11. その他

本仕様書に疑義のある場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、都度委託者と協議して決めるものとする。